	第44条の４第２項（償却費）	00681	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の４第２項）	00682	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特定地域における工業用機械等の特別償却の項を削り、同表沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項中「沖縄」を「沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（沖縄」に、「の特別償却」を「の特別償却）」に改め、同表沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却の項中「離島地域」を「離島」に、「第45条第１項の表の第４号」を「第45条第２項又は令和４年旧措置法第45条第１項の表の第４号」に改め、同表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項を次のように改める。

特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第３項の表の第１号（償却費）	00670	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第１号）	00671	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第45条第３項の表の第２号（償却費）	00573	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第２号）	00574	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第45条第３項の表の第３号（償却費）	00560	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第３号）	00561	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第45条第３項の表の第４号（償却費）	00536	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第45条第３項の表の第４号）	00537	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却の項中「第46条第１項」を「令和４年旧措置法第46条第１項又は令和２年改正前措置法第45条の３第１項」に改め、同表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項中「第46条の２第１項」を「第46条第１項」に改め、同項の次に次のように加える。

輸出事業用資産の割増償却	第46条の２第１項（償却費）	00683	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00684	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物の割増償却の項中「第47条第１項、」を「第47条第１項又は」に改め、「又は平成27年旧措置法第47条の２第１項」を削り、「第47条第３項第２号、」を「第47条第３項第２号又は」に改め、「又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ」を削り、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「、別表十六（五）「31」の欄又は」を「若しくは別表十六（五）「31」の欄の金額（これらの欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は法規」に改め、同表準備金方式による特別償却（特別償却準備金積立不足額）の項中「金額」の次に「（同欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加え、同表海外投資等損失準備金の項中「又は第９項（同条第１項第１号）」を「若しくは第８項（同条第１項第１号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項（同条第１項第１号）」に、「又は第９項（同条第１項第２号）」を「若しくは第８項（同条第１項第２号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項（同条第１項第２号）」に、「又は第９項（同条第１項第３号）」を「若しくは第８項（同条第１項第３号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項（同条第１項第３号）」に、「又は第９項（同条第１項第４号）」を「若しくは第８項（同条第１項第４号）又は令和２年改正前措置法第55条第１項若しくは第９項（同条第１項第４号）」に改め、同表中小企業事業再編投資損失準備金の項中「第55条の２第１項」を「第56条第１項又は令和２年改正前措置法第55条の２第１項」に改め、同表特定災害防止準備金の項中「第56条第１項又は第７項」を「令和４年旧措置法第56条第１項若しくは第６項又は令和２年改正前措置法第56条第１項若しくは第７項」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「又は第10項」を「若しくは第９項又は令和２年改正前措置法第57条の４第１項若しくは第10項」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「又は第10項」を「若しくは第９項又は令和２年改正前措置法第57条の８第１項若しくは第10項」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項中「又は第９項」を「若しくは第８項又は令和２年改正前措置法第58